

(件名) 川内原発20年延長運転問題に関する特別委員会の設置を求める陳情書

(陳情の趣旨)

この鹿児島において、川内原発1, 2号機はそれぞれ、2024年7月、2025年11月に運転開始から40年を迎えます。福島第一原発事故の翌年に改定された「原子炉等規制法」では、「運転の期間」は「原則40年」とされており、あと数年で、この鹿児島で稼働する原発はゼロとなる予定でした。しかしながら、九州電力は20年延長運転をめざし、今、特別点検を行っています。

政府は、「原子炉等規制法」の改正にあたって、20年延長運転は「極めて例外的なケース」との発言を繰り返していましたが、これまで電力事業者が申請した延長運転の4件すべてが認められており、同様に川内原発も延長運転が認められれば、1号機は2044年7月まで、2号機は2045年11月までの運転が可能となります。

本県においては、これまで「鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会」が設置され、専門家による議論が行われてきました。そして、新たに運転期間延長の科学的検証に関する分科会も設置され、本格的な議論が始まろうとしています。このように、安全性に関わる専門家の議論が深められることは歓迎すべきものと考えますが、県民の疑問は40年を超える運転の安全性はもちろんのこと、「川内原発の近くで巨大地震発生の危険はないのか」、「新型コロナウイルス感染症の影響で、住民が参加する避難訓練もできない中、実際に事故が起きた場合、安全に避難ができるのか」、「放射性廃棄物がさらに増え続ける問題をどう解決するのか」。さらに、「原発に代わる再生可能エネルギーへの転換はどうなるのか」など、多岐にわたっています。このような、県内各地の地域住民の声に耳を傾け、それを代弁する役割を果たしながら議論を交わし、県当局や九州電力、さらには原子力規制委員会にも県民の抱く疑問を投げかけ、答えを見出していくことは、県議会が果たすべき大きな役割であると考えます。また、県議会の場においては、本会議での質問や常任委員会などでの審議の機会がありますが、県庁の関連部局が一同に会し、総合的かつ一問一答形式で十分な議論ができるのが特別委員会です。鹿児島県議会基本条例第2条の基本理念には、「二元代表制の一翼を担い、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すもの」と規定されています。

こうした状況をふまえ、川内原発の20年延長運転について、県民の付託を受けた県議会として、県民の率直な疑問に応える審議を望むものです。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

【陳情項目】

1. 川内原発の20年延長運転問題に関する特別委員会を設置していただくこと。

以上